

第6類 財 務

第1章 予算・会計

○印旛郡市広域市町村圏事務組合財政状況の公表に関する条例

平成 25 年 10 月 31 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事由の止んだときから 1 月以内にこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第 1 項の規定により 6 月に公表する財政状況においては、前年 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間における次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の状況
- (2) 関係市町の負担の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 前条第 1 項の規定により 12 月に公表する財政状況においては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合広報に掲載する方法
- (2) 閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第 2 号の閲覧所は、印旛郡市広域市町村圏事務組合事務所とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。